



国海安第283号  
国海技第379号  
平成29年2月1日

公益財団法人 日本セーリング連盟  
事務局長 大村 雅一 殿

海事局安全政策課長  
石原 典雄

海技・振興課長  
橋本 亮二

### 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正について（通知）

標記について、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第5号）が平成29年2月1日付で公布されたところ、下記の資料を別添付しますので、ご了知頂きますとともに、関係者の方々への周知につきまして、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

また、周知用ロゴマーク（[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk6\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000010.html)）を名刺、広報資料等に印刷する等、関係者の意識向上のためにご活用頂きますよう、お願い申し上げます。

なお、競技用ヨット及び伴走艇に関しましては、通達「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第137条の規定に係る取扱いの改正について（平成29年1月26日・国海安第271号、国海技第367号）」中、規則第137条第4項（適用除外の対象となる場合）(g)(4)(i)～(iv)に記載する条件を満足する場合につきまして、ライフジャケットの着用の適用除外となります。詳しくは、別添通達をご覧下さい。

#### 記

- ・2月1日付けプレス発表資料「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を公布しました」
- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第5号）
- ・新旧対照表
- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第137条の規定に係る取扱いの改正について（平成29年1月26日／国海安第271号・国海技第367号）
- ・周知用リーフレット

国海安第 271 号  
国海技第 367 号  
平成 29 年 1 月 26 日

地方運輸局長等 殿

海事局長

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 137 条の規定に係る取扱いの改正について

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 91 号。以下「規則」という。）第 134 条から第 138 条「小型船舶操縦者の遵守事項」の規定については、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 134 条から第 138 条「小型船舶操縦者の遵守事項」の規定に係る取扱いの改正について」（平成 20 年 2 月 14 日付国海安第 140 号・国海資第 204 号。以下「取扱通達」という。）に基づき取り扱ってきたところである。

今般、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年国土交通省令第 5 号）によって規則第 137 条を改正したことに伴い、平成 30 年 2 月 1 日から、取扱通達のうち規則第 137 条に係る部分を別添のとおり改正するので遺漏ないよう取り計らわれたい。

また、管内の各運輸支局及び各海事事務所あてこの旨周知されたい。

## 別添

### 「小型船舶操縦者の遵守事項」の規定のうち 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 137 条に関する取扱い

本取扱いは、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 134 条から第 138 条「小型船舶操縦者の遵守事項」の規定に係る取扱いの改正について」(平成 20 年 2 月 14 日付国海安第 140 号・国海資第 204 号。以下「取扱通達」という。) のうち船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 91 号。以下「規則」という。) 第 137 条に関する取扱いを改正し、新たに定めるものである。改正前の取扱通達の第 137 条に関する取扱い及び附属書「着用する救命胴衣等の浮力に関する推奨基準」は廃止する。

本取扱いで定める事項以外については、適宜、海事局安全政策課又は海技・振興課まで問い合わせられたい。

#### 規則第 137 条第 1 項（着用義務の対象となる場合）

- (a) 「法第 23 条の 36 第 4 項の国土交通省令で定める場合（小型船舶に乗船している者が船外に転落するおそれがある場合）」には、船外に移動することを目的として行う必要最小限の動作（救命胴衣の着脱、浮力を有する遊具や水中眼鏡の装着等を含む。）をしている場合を含まない。
- (b) 「航行中」とは、船舶が錨泊・係留をしていない状態をいう。シー・アンカーを展張している場合は錨泊・係留に含まれず、航行中として取り扱う。
- (c) 「小型漁船」とは、漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条に規定する「漁船」のうち、同法第 10 条第 1 項の規定に基づく「漁船の登録」を行ったものであって、総トン数 20 トン未満のものをいう。
- (d) 「暴露甲板」とは、甲板のうち風雨にさらされる場所をいう。ただし、船体の構造の一部として船室に設けられた開閉可能な窓・扉が開いた状態の船室は「暴露甲板」に含まない。また、船体の構造の一部として設けられた開閉可能なハッチ（人が出入りするために甲板に開いている開口部）が開いた状態の上甲板（船体の主要部を構成する最上層の全通甲板）の下部は「暴露甲板」に含まない。
- (e) 一人で乗船している小型漁船が、航行中でない場合（錨泊・係留をしている場合）又は漁ろうに従事していない場合であっても、暴露甲板に乗船していれば規則第 137 条第 1 項第 4 号に掲げる場合（小型船舶の暴露甲板に乗船している場合）として同条第 137 条第 2 項の救命設備又は特殊設備を着用する義務が生じる。さらに、同条第 3 項及び第 4 項の規定が適用される場合がある。

#### 規則第 137 条第 2 項（着用すべき救命設備又は特殊設備）

- (a) 「備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるもの」とは、次の表（以下「対応表」という。）に掲げる船舶の種類に応じた当該船舶に備え付

けることができる救命設備又は特殊設備であって、船舶安全法の規定に基づく検査・検定等に合格したものという。

	備え付けることができる 救命設備又は特殊設備	船舶の種類
(1)	小型船舶安全規則第 53 条に規定する 小型船舶用救命胴衣 【タイプ A】	すべての小型船舶
(2)	小型船舶安全規則第 53 条に規定する 小型船舶用救命胴衣のうち同条第 5 項 に規定する「検査機関が当該小型船舶 の航行上の条件、構造等を考慮して差 し支えないと認めるものに積み付ける 小型船舶用救命胴衣」として、同条第 1 項第 6 号の規定（非常に見やすい色の ものであること）を適用しないもの 【タイプ D】	航行区域が沿岸区域、二時間限定沿海 区域及び平水区域となっている小型船 舶（旅客船を除く。）
(3)	小型船舶安全規則第 53 条に規定する 小型船舶用救命胴衣のうち同条第 5 項 に規定する「検査機関が当該小型船舶 の航行上の条件、構造等を考慮して差 し支えないと認めるものに積み付ける 小型船舶用救命胴衣」として同条第 1 項第 6 号及び第 9 号の規定（非常に見 やすい色のものであること、耐食性材 料で作られた笛がひもで取り付けられ ていること）を適用しないものであつ て、同令第 58 条の 2 第 2 項に規定す る「検査機関が当該小型船舶の航行上 の条件を考慮して差し支えないと認め るものに積み付ける小型船舶用救命胴 衣」として同条第 1 項の規定（再帰反 射材を取り付けなければならない）を 適用しないもの 【タイプ F】	次の全ての要件を満足する小型船舶で あって、当該小型船舶に笛等の音響信 号器具を備え付けているもの（旅客船 を除く。） (i)航行区域が沿岸区域、二時間限定 沿海区域及び平水区域となってい ること。 (ii)操船者が落水した場合に、自動的 に機関が停止する構造であるか、 または、自動的にアイドリング状 態となり急低下した速力で付近を 旋回する構造であること。 (iii)次のいずれかの不沈性等の要件 を満足すること。 (a)一定の要件を満足する内部浮体 を有すること。 (b)不沈性試験を満足すること。
(4)	小型船舶安全規則第 54 条の 2 に規定 する小型船舶用浮力補助具	沿岸区域、二時間限定沿海区域及び平 水区域を航行区域とする小型船舶であ

	【タイプ G】	つて、次の要件の全てを満足するもの（旅客船を除く。） (i)操船者が落水した場合に、自動的に機関が停止する構造であるか、または、自動的にアイドリング状態となり急低下した速力で付近を旋回する構造であること。 (ii)次のいずれかの不沈性等の要件を満足すること。 (i)一定の要件を満足する内部浮体を有すること。 (ii)不沈性試験を満足すること。
(5)	船舶設備規程第 311 条の 20、小型船舶安全規則第 99 条の 2 又は小型漁船安全規則第 43 条の 2 に規定する作業用救命衣	すべての小型船舶
(6)	船舶救命設備規則第 29 条に規定する救命胴衣	— (船舶安全法に基づく小型船舶の設備として備え付けることはできない)

- (b) 「同法第 2 条第 1 項の適用を受けない小型船舶」(注：船舶安全法第 2 条第 1 項) は、同法第 2 条第 2 項の規定に基づく船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 2 条（適用除外）の規定及び同法第 32 条の規定に基づく船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令（昭和 49 年政令第 58 号）の規定により判断すること。
- (c) 「同法第 2 条第 1 項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合」に着用させる救命設備又は特殊設備は、小型船舶操縦者が、対応表の左欄に掲げる救命設備又は特殊設備（以下「救命胴衣等」という。）それぞれの技術基準に適合することを次のいずれかにより確認したものであって、当該救命胴衣等が現状良好であることを確認したものであること。
- (1) 船舶安全法の規定に基づく検査・検定等に合格したもの
  - (2) 技術基準への適合が適切であると自己確認したものであって、小型船舶操縦者に対する遵守事項に関する違反事実の調査を受けた際に自己確認が適切であることを示すことができるもの

#### 規則第 137 条第 3 項（着用努力の対象となる場合）

- (a) 規則第 137 条第 1 項第 4 号に掲げる場合（小型船舶の暴露甲板に乗船している場合）であって、同条第 3 項第 1 号又は第 2 号に定める場合の船外への転落に備えた措置は、

同条第2項の措置（着用義務）ではなく、同条第3項の措置（着用努力）となる。

- (b) 規則第137条第1項第1号から第3号に掲げる場合（航行中の特殊小型船舶に乗船している場合、12歳未満の小児が航行中の小型船舶に乗船している場合及び航行中の小型漁船に1人で乗船して漁ろうに従事している場合）は、同条第3項の措置（着用努力）を適用することはできない。
  - (c) 規則第137条第3項の措置（着用努力）により着用させる救命胴衣等は、対応表に掲げる救命胴衣等であることが確認されたものであることが望ましいが、着用努力で足りることから強制力を有しない。
  - (d) 「船外への転落のおそれがある行為」とは、漁ろうとそれに伴う一連の作業、出入港作業、整備作業、係留作業、投錨作業、荷役作業、燃料搭載、掃除、用便、釣り又はこれに類する行為をいう。
  - (e) 「さく欄その他の船外への転落を防止するための設備」とは、船内と船外の境目に設置された手すり・柵、船内と船外の境目を形成する船体の一部及び船内と船外の境目に固定して設置された堅牢な椅子（当該椅子よりも舷端側に進入できないように設置されたものに限る。）又はこれに類する設備をいう。
  - (f) 「船外への転落の防止に関し必要な事項として国土交通大臣が定める事項」は、次の事項とする。別紙「船外への転落のおそれが少ない場所の掲示例」を参考にすること。
    - (1) 小型船舶操縦者が指定した高さ75cm以上のさく欄その他の船外への転落を防止するための設備に囲まれた場所（以下「指定場所」という。）の範囲（図示したものに限る。）
    - (2) 救命胴衣等を着用しないことについて小型船舶操縦者の了承を得た場合は、指定場所内に限り着用義務が課されないこと
    - (3) 小型船舶操縦者は、あらかじめ確認した気象及び海象の予報に基づき船体の動搖が著しく大きくなることが予見されない場合に限り、乗船者が航行中に指定場所内において救命胴衣等を着用しないことを了承すること
    - (4) 指定場所内であっても救命胴衣等の着用に努めること
    - (5) 救命胴衣等を着用せずに船外に身を乗り出す行為をしないこと
    - (6) 救命胴衣等を着用せずに釣り等の作業※をしないこと
  - ※船舶の種類に応じて、乗船者が行う可能性のある船外への転落のおそれがある行為を列挙すること
  - (7) 椅子の上で立ち上がらないこと（指定場所が椅子で囲まれている場合のみ）
  - (8) (5)(6)(7)の行為をする場合は救命胴衣等の着用義務が生じること
  - (9) 指定場所内であっても船体の動搖が著しく大きくなる荒天時には小型船舶操縦者の指示に従い救命胴衣等を着用すること
- (g) 「乗船している者の見やすい箇所に表示」とは、指定場所内に乗船している者から掲示物が常に見えるよう（船室等に遮られることのないよう）、必要に応じて複数の掲示物を表示することをいう。

- (h) 「防波堤その他これに類する波浪を低減することができるもの」とは、防波堤、離岸堤又はこれに類する波浪を低減することができる自然地形をいう。
- (i) 「岸壁、桟橋その他これらに類するもの」には、係船浮標を含まず、岸壁、桟橋、浮桟橋、係船くい及びこれらに係留されている船舶を含む。

規則第 137 条第 4 項（適用除外の対象となる場合）

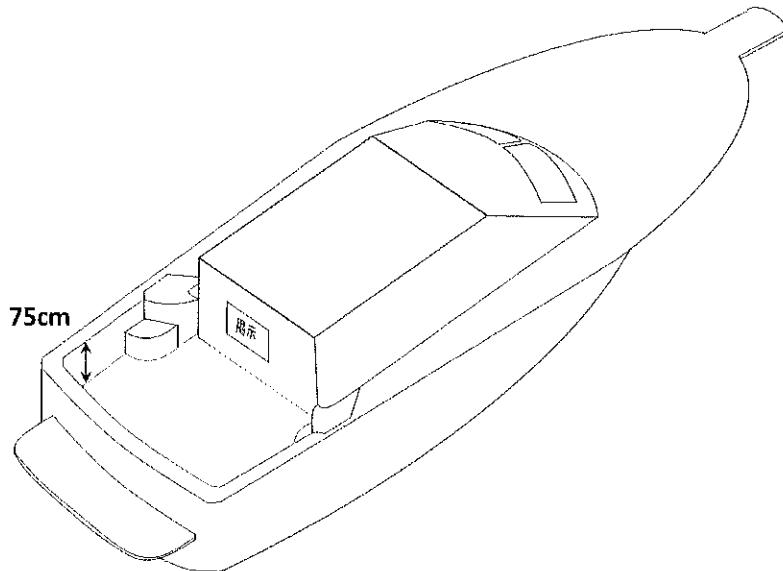
- (a) 第 1 号に掲げる者は、通常時であれば救命胴衣等を着用できるが、乗船している時点で負傷等のため救命胴衣等を着用できない状況にある者をいう。
- (b) 第 2 号に掲げる者は、通常時においても救命胴衣等を着用できない体躯である者をいう。
- (c) 第 3 号に掲げる者は、規則第 137 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる場合（航行中の特殊小型船舶に乗船している場合、12 歳未満の小児が航行中の小型船舶に乗船している場合及び航行中の小型漁船に 1 人で乗船して漁ろうに従事している場合）の適用除外とすることができない。
- (d) 「船外における行為」とは、ダイビング、水上スキー、ウェイクボード、磯釣り等の船上から船外に出て行うスポーツ・レクリエーション又は潜水漁業、水中で行う救助、調査、工事若しくはこれに類する作業をいう。セーリング、イルカ等のウォッチング、船上バーベキューなどの船上において行う活動を含まない。
- (e) 「水上スキーその他の船外における行為を行うための装備」とは、船外における行為を行うために不可欠な安全装備（浮力を持ったプロテクター等）をいう。
- (f) 「水上スキーその他の船外における行為を行うための装備を着用していることにより船外への転落に備える必要な措置を講ずることが当該装備の機能保持上適当でない」とは、当該船外における活動を行うために不可欠な安全装備を身体に装着した上から、救命胴衣等をさらに重ねて着用することが、本来の安全装備の機能の一部を損ねることをいう。
- (g) 次に掲げる措置は、第 4 号に規定する「国土交通大臣が認める措置」とする。
  - (1) 1 歳未満の小児に対し大人が行う保護及び監督の措置
  - (2) 潜水を目的とする者が、ダイビングスーツを着用する措置（海上保安庁、警察、消防、ボートレスキューサービス等が救難・救助目的で特殊小型船舶に乗船する場合にダイビングスーツを着用する措置を含む。）
  - (3) 儀式、祭礼、神事又はこれに類する行事を目的として船上で活動を行う際に、当該活動に必要な服飾を着用することにより救命胴衣等を着用することが適当でない者に対して、別の船舶からの監視体制及び救助体制（当該者が海中転落したことをただちに認知し、救助することが可能な体制をいう。）をとる措置
  - (4) 次のすべての要件を満たす船舶による競技の大会において、落水を防止するための設備、個人が落水に対応するための装備及び落水者を救助するための設備を確保し、安全管理体制をとる措置（大会と同等の条件の練習において、落水を防止するための設備、

個人が落水に対応するための装備及び落水者を救助するための设备を確保し、安全管理体制をとる措置を含む。)

- (i) 落水を防止するための设备、個人が落水に対応するための装備、落水者を救助するための设备・体制及びこれらに関する教育に関し、国際又は国内で統一された安全基準が整備されていること
  - (ii) 安全基準の遵守が競技に参加するための条件とされていること
  - (iii) 競技者を指導することができる団体が、競技者に安全基準を遵守させるための十分な取り組みを行っていること
  - (iv) 当該競技において、国内における重大な事故が多数発生していないこと
- (h) (g)の(4)に掲げる要件を満たす競技として、World Sailing Offshore Special Regulations 又は JSAN 外洋特別規定を遵守して実施されるセーリングが認められる。

## 船外への転落のおそれが少ない場所の掲示例

小型船舶操縦者が指定する船外への転落のおそれが少ない場所



○この船では、緑のエリア内に限り船長の了承を得てライフジャケットを脱ぐことができますが、やむを得ない場合を除き、できる限り着用に努めてください

○船長は、あらかじめ確認した気象・海象の予報に基づき船体の動搖が著しく大きくなることが予見されない場合に限り了承します

○ライフジャケットを脱ぐときは、次のことに注意してください

- ・船外に身を乗り出す行為をしないこと
- ・釣り等の作業をしないこと
- ・椅子の上で立ち上がらないこと

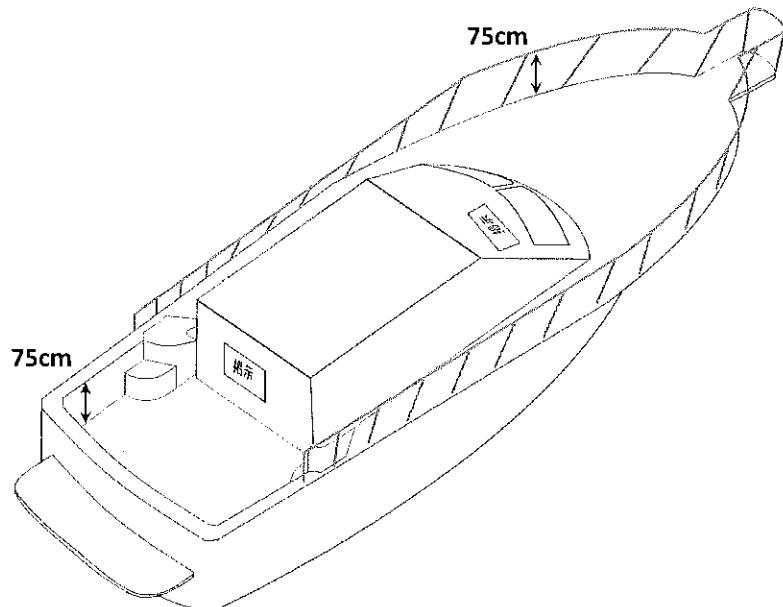
※これらの行為をする場合は、法律に基づきライフジャケットの着用義務が生じます

○荒天時等に船長の指示があった場合は必ずライフジャケットを着用してください

この掲示は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）第137条第3項第1号に基づくものです

指定の例

暴露甲板全体を指定する場合



固定して設置された椅子を転落防止のための設備として扱う場合

